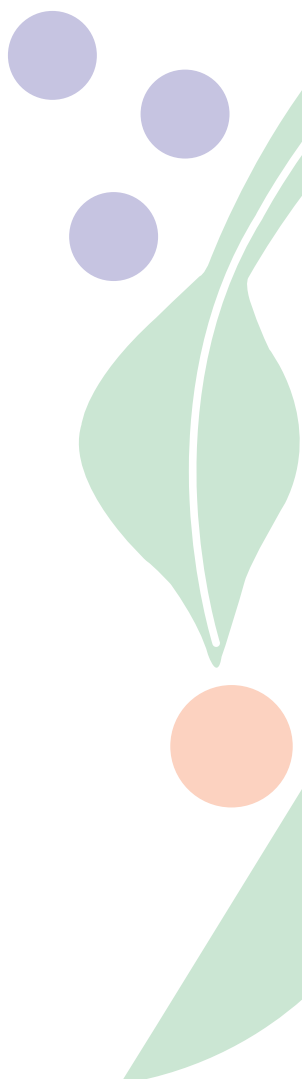


2020

令和2年度

# 履修の手引



徳島大学薬学部

## 2020（令和2）年度 学年暦及び専門教育関係行事予定

	〔学 年 暦〕	〔専門教育関係行事予定〕
【2020】 4月1日(水)	前期開始	
4月1日(水)から 4月5日(日)まで	春季休業	
4月6日(月)	入学式	
4月2日(木)から 4月7日(火)まで		SIH 道場～アクティブ・ラーニング入門～ (1年生)
4月2日(木)		ガイダンス (2, 3年生)
4月3日(金)		ガイダンス (6年生)
4月6日(月)		ガイダンス (薬4年生, 創製4年生)
4月8日(水)		前期授業開始 (1～6年生)
8月1日(土)から 8月31日(月)まで	夏季休業	
9月3日(木)から 9月4日(金)まで		前期別途授業 (1～4年生)
9月7日(月)から 9月18日(金)まで		前期試験 (1～4年生)
9月30日(水)	前期終了	
10月1日(木)	後期開始	後期授業開始
10月1日(木)から 10月13日(火)まで		前期追再試験 (1～4年生)
10月24日(土)から 10月25日(日)まで	蔵本祭	
10月31日(土)から 11月1日(日)まで	常三島祭	
11月2日(月)	開学記念日	
11月4日(水)		月曜日の振替日 (月曜日の授業を実施)
11月26日(木)		月曜日の振替日 (月曜日の授業を実施) 薬学科「卒業研究発表会」
11月28日(土)		OSCE (予定)
12月11日(金)		CBT (予定)
12月26日(土)から 【2021】 1月8日(金)まで	冬季休業	
1月16日(土)から 1月17日(日)まで	大学入試センター試験	
2月4日(木)から 2月5日(金)まで		後期別途授業 (1～4年生)
2月7日(日)	推薦Ⅱ入学試験	
2月8日(月)から 2月19日(金)まで		後期試験 (1～4年生)
2月22日(月)から 3月5日(金)まで		後期追再試験 (1～4年生)
2月25日(木)から 2月26日(金)まで	前期日程入学試験	
3月4日(木)		CBT 追再試験 (予定)
3月6日(土)		OSCE 追再試験 (予定)
3月12日(金)	後期日程入学試験	
3月23日(火)	卒業式 大学院修了式	
3月25日(木)から 3月31日(水)まで	学年末休業	
3月31日(水)	後期終了	

# 目 次

## 第1章 教育と学習案内

1) 薬学部の教育理念	1
2) カリキュラム・ポリシー	2
3) ディプロマ・ポリシー	3
4) カリキュラムマップ	5
5) 卒業者に求められる知識・技能	7
6) 取得できる学位	7
7) 卒業の要件について	7
8) 単位の修得について	8
9) 専門教育科目について	15
10) 成績評価について	17
11) 専門科目定期試験等について	17
12) 徳島大学語学マイレージ・プログラムについて	18
13) 研究室配属	18
14) 学年担任及びクラス担任制度	19
15) アドバイザー委員制度	19
16) 進路選択のための情報提供	20
17) 薬剤師国家試験の受験要件について	20

## 第2章 学生への連絡及び諸手続き

1) 薬学部事務室の窓口	21
2) 学生への通知・連絡方法	22
3) 学 生 証	22
4) 各種証明書の発行	22
5) 休学, 復学, 退学等の手続き	23
6) 除 籍	24
7) 単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	24
8) 授業料納付, 免除制度及び奨学金制度	25
9) 学生教育研究災害傷害保険	26
10) 学 生 金 庫	26
11) 宿 所 届	26
12) 住所変更届	26
13) 海外渡航届	26

14) 講義室の使用について	26
15) 健康管理	26
16) 交通事故の防止	27
17) 学生ロッカーについて	27
18) その他	27

### 第3章 学生の人権・教育相談等のための体制

1) セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために	29
2) アカデミック・ハラスメントの発生防止のために	30
3) キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門における相談体制	30
4) 意見箱の設置	30

### 第4章 薬学部構内における交通規制

徳島大学蔵本地区における駐車について	31
薬学部駐輪場及び自転車等の駐輪について	32

### 第5章 関係諸規則等

徳島大学薬学部規則	35
徳島大学教養教育履修規則	47
単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	50
徳島大学薬学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ	52
気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ	53
薬剤師国家試験	54

### 付 録

薬学部の学科・講座・配置	57
蔵本地区配置図	59
薬学部建物平面図	60
薬学部校舎等配置図	62
位置図	64

# 第 1 章

## 教育と学習案内

## 1) 薬学部の教育理念

医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、医療の担い手としての高い資質をもつ薬剤師の養成が必要とされている。同時に、基礎研究を出発点とする歴史的背景をもち、世界的にも高い評価を得ている我が国の薬学研究における次世代の研究者の育成は、薬学教育の両輪として必要であり欠かせないものである。

本薬学部では、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観をもたせる教育を行い、以って、人類の福祉と健康に貢献する人材を育てることを理念として、薬剤師養成のための専門教育を行うことを目的とする6年制の「薬学科」と創薬・製薬科学の研究者養成のための専門基礎教育を行うことを目的とする4年制の「創製薬科学科」を設置した。

「薬学科」では医療人として国民の命を守り、健康を確保するという重大な任務を負う人材を養成することを基本とし、社会から望まれる薬剤師の養成を実現するため、基礎的な知識・技能はもとより、豊かな人間性、高い生命倫理観、医療人としての教養、課題発見能力と問題解決能力、生涯にわたる研究心、現場で通用する実践力、コ・メディカルスタッフとしての自覚と能力、国民の健康を守る意識、将来にわたる学習意欲を有する人材を養成する。

「創製薬科学科」では、1922年創立以来80余年に渡り一貫した創設理念である「新薬の創製を目指す」伝統により培われた「創薬学科」を標榜する教育・研究を基盤とし、医薬品をとおり国民の命を守り、健康を確保するという重大な任務を負う人材を養成することを基本として、薬学の基礎知識・技能はもとより、豊かな人間性、医療にかかわるものとしての高い倫理観と教養、課題発見能力と問題解決能力、生涯にわたる学習意欲を有し、世界の生命科学、創薬科学に貢献する人材を養成する。

両学科共に、幅広い知識と技能を身につけ多様な薬学の分野で連携・対応し得る能力をもち、自らの活躍できる場を積極的に開拓できる可能性をもった人材の社会への輩出を目指している。このような人材を本薬学部では「インタラクティブ YAKUGAKUJIN」と呼んでいる。

学部2学科教育の特徴を大学院まで継続し、ともに薬学専攻と創薬科学専攻の2専攻それぞれの分野で学部・大学院一貫教育を目指すとともに、各専攻の目的に特化した特徴ある教育カリキュラムを設定し、他分野の理解を深める教育を行う。研究指導に関しては、学生個人の感性を高めさせ、想像力を豊かにし、創造力と研究能力を発揮しうる人材の育成を心がけ、学生の研究意欲の増進を図る。

## 2) カリキュラム・ポリシー

### 薬学部

薬学部では、指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師や、専門的薬学知識と高い研究能力を身につけた研究者・教育者を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 薬学部の新たな教育理念である「インタラクティブ YAKUGAKUJIN（薬学が関係する諸分野の連携を基盤に、自らの活躍の場を積極的に開拓できる能力に溢れた人材）の育成」に則り、自らの能力を客観的に把握でき、物事を俯瞰的に捉え、進取の気風のもとに自立して未知の課題を解決できる人材を養成する。これらを通じて、持続可能な社会づくりの担い手たる資質も身につけさせる。
2. 教養教育では、幅広い教養および基礎科学の知識や柔軟な科学的思考、そして生涯にわたり学び続ける姿勢を身につけさせるとともに、豊かな人間性と高い倫理観およびコミュニケーション能力を養わせる。
3. 専門教育では、講義、実習、演習および卒業研究を通じて、医薬品の性質や使用に関する知識と技能、医薬品の創製に関する高度な専門的知識と技能を修得させるとともに、課題発展能力、問題解決能力、高度化する医療や創薬の進歩に対応できる能力を身につけさせる。
4. 6年制学科（薬学科）では、4年次の実務実習事前学習を経て薬学共用試験に合格した学生に、5年次において医療薬学・病院実習および薬局実習を履修させる。4年制学科（創製薬科学科）では、学部と大学院の一貫教育・研究を行う。これらを通じて、指導的役割を担う薬剤師としての高い能力や、専門的薬学知識と高い研究能力を身につけた研究者・教育者を養成する。

### 薬学科

薬学科では、臨床の場で指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師、薬学研究者・教育者を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育では、幅広い基礎科学の知識や柔軟な科学的思考を身につけさせるとともに、豊かな人間性と高い倫理観およびコミュニケーション能力を養わせる。
2. 専門教育では、臨床の場での指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師養成を目的とし、モデルコアカリキュラムに基づいた講義、実習、演習のほか、特色ある授業科目を通じて、医薬品の性質や使用に関する知識と技能を修得させる。
3. 医療人としての職業倫理や責任感を身につけさせるために、4年次に実務実習事前学習や薬学共用試験を受験させ、その試験を合格した学生に対して、5年次に病院実習および薬局実習を実施するとともに、卒業研究を通じ、課題発展能力、問題解決能力、研究マインドと医療ニーズに対応できる能力を修得させる。さらに、研究成果の発表を通じて、コミュニケーション・プレゼンテーション能力を向上させる。

### 創製薬科学科

創製薬科学科では、創薬・製薬に関する高い研究能力とともに専門的薬学知識を身につけた創薬

研究者、薬学研究者・教育者を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育では、幅広い基礎科学の知識や柔軟な科学的思考を身につけさせるとともに、豊かな人間性と高い倫理観およびコミュニケーション能力を養わせる。
2. 専門教育では、創薬・製薬に関する高い研究能力や専門的薬学知識を身につけた研究者の育成を目的とし、創薬科学分野の講義、実習、演習を通じて、サイエンスに関する基盤を十分に修得させた後、卒業研究を通じ、医薬品の創製に関する高度な専門的知識と技能を修得させる。
3. 学部と大学院の一貫教育・研究を通じて、多様・高度化する医療や創薬の進歩に対応できる研究者・教育者としての課題発展能力・問題解決能力を修得させる。

学修内容・学修方法・学修成果の評価方法

[https://www.tokushima-u.ac.jp/\\_files/00371025/faculty\\_hyoka3103.pdf](https://www.tokushima-u.ac.jp/_files/00371025/faculty_hyoka3103.pdf)

### 3) ディプロマ・ポリシー

#### 薬学部

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

##### 1. 知識・理解

人類の福祉と健康に関わる多様な分野で活躍できる薬の専門家としての専門的知識を修得している。

##### 2. 汎用的技能

医療、科学、社会の発展・高度化に対応できる薬の専門家としての実践能力を修得している。

##### 3. 態度・志向性

高い倫理観、豊かな人間性、柔軟な科学的思考とコミュニケーション能力を有し、薬の専門家として責任を持った行動を取ることができる。

##### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

医療の進歩に対応できる課題発展能力・問題解決能力を修得し、生涯にわたり学習意欲、未踏分野への開拓精神を維持向上させ、薬学の発展に寄与できる。

#### 薬学科

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

##### 1. 知識・理解

社会の医療ニーズに対応できる薬の専門家としての専門的知識を修得している。

##### 2. 汎用的技能

高度化する医療に対応できる薬の専門家としての実践能力を修得している。

##### 3. 態度・志向性

高い倫理観、豊かな人間性、柔軟な科学的思考とコミュニケーション能力を有し、医療人とし



て責任を持った行動を取ることができる。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

医療の進歩に対応できる課題発展能力・問題解決能力を修得し、生涯にわたり学習意欲、未踏分野への開拓精神を維持向上させ、薬学の発展に寄与できる。

### 創製薬科学科

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

#### 1. 知識・理解

多様な創製薬科学関連分野で活躍できる薬の専門家としての専門的知識を修得している。

#### 2. 汎用的技能

高度化する創製薬科学関連分野に対応できる薬の専門家として優れた能力を修得している。

#### 3. 態度・志向性

高い倫理観，豊かな人間性，柔軟な科学的思考とコミュニケーション能力を有し，薬科学に携わる者として責任を持った行動を取ることができる。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

医療の進歩に対応できる課題発展能力・問題解決能力を修得し、生涯にわたり学習意欲、未踏分野への開拓精神を維持向上させ、薬学の発展に寄与できる。





## 5) 卒業者に求められる知識・技能

### 薬学科卒業者に求められる知識・技能

- (1) 医薬品の開発, 製造, 流通及び市販後調査の全てにおける把握
- (2) 医薬品の科学的有効性・安全性の評価に基づいた, 薬物療法の医療関係者へのアドバイス
- (3) 処方内容に関する疑義照会, 誤投与の防止等のリスク管理
- (4) 患者への適切な服薬指導
- (5) 副作用情報等を適切に関係者に情報提供すること
- (6) 医療の進歩に対応した最新の知識・技術の修得と提供を通じ国民に良質な医療を提供し, 国民の健康を守ること

### 創製薬科学科卒業生に求められる知識・技能

- (1) 医薬品に関する基礎知識 (性状, 作用, 副作用, 安全性, 有効性, 品質等)
- (2) 新しい医薬品シード化合物を開発するための, 化学, 生物学的基礎学力
- (3) 医療品の新しい効果・効能を見出す生化学・薬理学の知識と技能
- (4) 新しい医薬品を製造するための化学, 生物学的基礎知識
- (5) 医薬品の性質に応じたドラッグデリバリーシステム (DDS) に関する製剤学の知識と技能
- (6) 創薬に関する高度専門知識と研究能力
- (7) 治験に関する知識
- (8) 医薬品が人の生命に関わるという生命倫理観

## 6) 取得できる学位

学位名は学士となる。

薬学科……………薬学

創製薬科学科……………薬科学

## 7) 卒業の要件について

薬学部を卒業するためには, 単位修得要領に定める教養教育科目及び専門教育科目の卒業の科目 (単位) を修得し, 徳島大学語学マイレージ・プログラムにおけるマイレージレベルのうちプラチナクラス, ゴールドクラス, ブロンズクラスのいずれかを有していなければなりません。

## 8) 単位の修得について

単位修得要領に沿って、各自単位を修得してください。

# 単 位 修 得 要 領

単位修得に関しては、各自十分注意し余裕のある単位修得に努められたい。

もし、不注意により卒業できない等のことがある場合、責任は学生自身が負わなければならない。

したがって、単位修得の責任は自らにあることを自覚し、単位を修得されたい。

### 1. 教養教育

教養教育の授業科目については、薬学部規則及び教養教育履修規則の定めるところによるが、薬学部卒業の要件として下表に掲げる科目（単位）を修得することとする。

区 分	授 業 科 目	所 要 単 位 数
一般教養教育科目群	歴 史 と 文 化	4 単 位
	人 間 と 生 命	4 単 位
	生 活 と 社 会	4 単 位
	自 然 と 技 術	4 単 位
グローバル化教育科目群	※ グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	※ イノベーション教育科目	2 単 位
基礎基盤教育科目群	基 礎 数 学	4 単 位
	基 礎 物 理 学	2 単 位
	基 礎 化 学	6 単 位
	基 礎 生 物 学	2 単 位
	# ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1 単 位
	情 報 科 学	2 単 位
	# スタディスキル	
	# コミュニケーション	
地域科学教育科目群	※ 地域科学教育科目	
医療基盤教育科目群	※ 医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英 語	4 単 位
	英語以外の外国語科目	4 単 位
中 欄 中 の	※ 印 の 科 目	4単位（各科目4単位を上限とする。）
中 欄 中 の	# 印 の 科 目	2 単 位
合	計	4 9 単 位 以 上

(1) 授業科目の区分ごとの授業時数と単位の関係は徳島大学教養教育履修規則第4条単位の基準等による。

(2) 入学前の既修得単位の認定

他大学等で取得した単位は、教養教育科目に限り30単位を限度に認定が可能である。

申請は、入学当初に1回かぎりである。別途掲示により通知があるので、教育支援課教養教育

係に申し出ること。

(3) 「放送大学」及び「eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく）」の修得単位の認定

放送大学の開設科目（徳島大学が指定した科目）及びeラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）は、教養教育科目（外国語の科目を含む。）として認定が可能である。ただし、事前に本学を通して放送大学及び単位互換協定大学へ受講申請をする必要がある。「放送大学」・「eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）」・「知プラe授業科目」により取得できる単位数は合計で8単位までである。

徳島大学が指定する開設科目、受講手続き等の詳細については、教育支援課教養教育係に相談すること。

(4) 外国語技能検定試験による単位の認定

本学在学中に受験して取得した外国語技能検定試験の成績により外国語の科目の単位が下記のように認定される。該当する検定試験に合格、あるいは所定の得点に達した場合に、単位の認定を希望するものは速やかに教育支援課教養教育係まで申し出ること。ただし、これらの検定試験による単位の認定は1つの外国語につき6単位までとする。

ただし、1回の外国語技能検定試験の成績を単位の認定と語学マイレージ・プログラム「外国語技能検定試験」との両方に使用することはできない。

① 英語

【ア】 実用英語技能検定（英検）（公益財団法人 日本英語検定協会）

準1級：基盤英語2単位 主題別英語2単位

（既に他の英語の技能検定試験で基盤英語2単位 主題別英語2単位を認定されている場合は認められない。）

1級：基盤英語2単位 主題別英語2単位 発信型英語2単位

（既に他の英語の技能検定試験で基盤英語2単位 主題別英語2単位を認定されている場合は発信型英語2単位の認定）

【イ】 TOEFL（国際教育交換協議会）

iBT 80～99点 PBT, ITP (LEVEL 1 TOEFL) 550～599点：

基盤英語2単位 主題別英語2単位

（既に他の英語の技能検定試験で基盤英語2単位 主題別英語2単位を認定されている場合は認められない。）

iBT 100点以上 PBT, ITP (LEVEL 1 TOEFL) 600点以上：

基盤英語2単位 主題別英語2単位 発信型英語2単位

（既に他の英語の技能検定試験で基盤英語2単位 主題別英語2単位を認定されている場合は発信型英語2単位の認定）

（注）（iBT=Internet-based Test PBT=Paper based Test ITP=Institutional Testing Program）

【ウ】 TOEIC（一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会）

730点～869点：基盤英語2単位 主題別英語2単位

(既に他の英語の技能検定試験で基盤英語 2 単位 主題別英語 2 単位を認定されている場合は認められない。)

870点以上 : 基盤英語 2 単位 主題別英語 2 単位 発信型英語 2 単位

(既に他の英語の技能検定試験で基盤英語 2 単位 主題別英語 2 単位を認定されている場合は発信型英語 2 単位の認定)

【エ】 IELTS (Academic) (公益財団法人 日本英語検定協会, プリティッシュ・カウンシル)

6 ~6.5 : 基盤英語 2 単位 主題別英語 2 単位

(既に他の英語の技能検定試験で基盤英語 2 単位 主題別英語 2 単位を認定されている場合は認められない。)

7 以上 : 基盤英語 2 単位 主題別英語 2 単位 発信型英語 2 単位

(既に他の英語の技能検定試験で基盤英語 2 単位 主題別英語 2 単位を認定されている場合は発信型英語 2 単位の認定)

## ② ドイツ語

ドイツ語技能検定試験 (独検) (公益財団法人 ドイツ語学文学振興会)

5 級 : ドイツ語入門 1 単位

4 級 : ドイツ語入門 2 単位

3 級以上 : ドイツ語入門 2 単位及びドイツ語初級 2 単位

## ③ フランス語

実用フランス語技能検定試験 (仏検) (公益財団法人 フランス語教育振興協会)

4 級 : フランス語入門 2 単位

3 級以上 : フランス語入門 2 単位及びフランス語初級 2 単位

## ④ 中国語

【ア】 中国語検定試験 (日本中国語検定協会)

準 4 級 : 中国語入門 2 単位

4 級 : 中国語入門 2 単位及び中国語初級 2 単位

3 級以上 : 4 級の規定に準じる

【イ】 中国政府漢語水平考試 (HSK) (中国国家漢語水平考試委員会)

1 級 : 中国語入門 2 単位

2 級 : 中国語入門 2 単位及び中国語初級 2 単位

3 級以上 : 2 級の規定に準じる

## (5) 留学による単位の認定

徳島大学では、下記の大学に短期留学した場合、所定の条件のもとで、教養教育の外国語教育科目の単位が認定される。単位認定を希望する学生は必ず事前に教育支援課教養教育係で相談すること。

外国語	指定研修先	備考
英語	南イリノイ州立大学カーボンデール校 オークランド大学 モナシュ大学	
中国語	復旦大学 武漢大学 吉林大学 南京大学 開南大学	
フランス語	グルノーブル第三大学 ボルドー第三大学	

## 2. 専門教育

- (1) 専門教育の授業科目については、薬学部規則の定めるところによるが、薬学部卒業の要件として次表に掲げる科目（単位）を修得することとする。各学科における専門教育の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

単位数	科目	必修科目	選択科目	実習	実務実習	演習	卒業研究	計
		標準単位	薬学科	70	10以上 (※)	14	24	3
	創製薬科学科	51	8以上	14	—	—	10	83以上

※医療共用教育演習を含む

- (2) 1単位あたりの学修時間は大学設置基準第21条、徳島大学学則第30条で45時間と定められており、これにもとづいて授業ごとに単位数が決められている。1単位の講義では、1回の授業につき2時間の予習・復習が必要である。

### (3) 履修手続

ア. 学生は各学期の初めに示される時間割に基づいて履修しようとする科目（必修科目・選択科目・実習）について所定の期日までに履修登録をしなければならない。

イ. 履修科目の上限単位数は1、2年次では半期24単位までとする。ただし、次に掲げる科目については上限を適用しない。

専門教育科目、SIH道場～アクティブ・ラーニング入門～、高大接続科目、自然科学入門、集中講義不可（不：再試験）の評価を受けた科目の再履修

ウ. 上級学年に開講されている科目は履修できないものとする。

エ. 薬学科もしくは創製薬科学科のみで開講されている科目は、当該学科に所属している学生のみ履修できるものとする。



(4) 進級要件

- ア. 学年末において、次表に掲げる単位数以上を修得したものでなければ、進級することができない。
- イ. 教養教育の授業科目については、薬学部の卒業要件として定められた科目（単位）に限り進級要件の対象とする。

薬学科

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
教養教育科目	一般教養教育科目群	29	41	16	16	16
	グローバル化教育科目群			6	6	6
	イノベーション教育科目群					
	地域科学教育科目群					
	医療基盤教育科目群					
	基礎基盤教育科目群					
	汎用的技能教育科目群					
	外国語教育科目群			8	8	8
計	29	41	49	49	49	
専門教育科目	必修科目	13	33	60	67	67
	選択科目	—	—	6	9	9
	実習	1	14	14	14	14
	実務実習	—	—	—	4	4
	演習	—	—	—	1	1
	計	14	47	80	95	95

創製薬科学科

区 分		1年次	2年次	3年次
教養教育科目	一般教養教育科目群	29	41	16
	グローバル化教育科目群			6
	イノベーション教育科目群			
	地域科学教育科目群			
	医療基盤教育科目群			
	基礎基盤教育科目群			
	汎用的技能教育科目群			
	外国語教育科目群			8
計	29	41	49	
専門教育科目	必修科目	13	34	48
	選択科目			6
	実習			14
	計			68

(5) 成績評価

ア. 成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。

イ. 成績は、秀 (90点以上)、優 (80点以上)、良 (70点以上)、可 (60点以上)、不可 (不：再試験)、及び不可 ((不)：再受講) に区分する。

(6) 試験に関する内規

ア. 本試験については、学期初めに履修登録した科目以外受験することはできない。

イ. 追試験は、「欠席届」を学務係へ提出し受験資格を認められた者が、「追再試験受験届」を試験の4日前までに提出することにより受験できる。

「欠席届」は事前の提出を原則とする。病気その他やむを得ない事情により試験当日に欠席した場合は、登校した最初の日学務係に提出すること。届出がなかった場合は、試験を放棄したものと見なし、追試験を受けることはできない。なお、試験当日に欠席する場合でも電話等で連絡することが望ましい。

ウ. 再試験は、再試験受験資格者が「追再試験受験届」を試験の4日前までに提出することにより受験できる。

エ. 「追再試験受験届」の提出先は、当該科目の担当教員（学部外非常勤講師の科目については学務係）及び学務係とする。

オ. 追試験又は再試験の結果が不可の場合は、原則として再受講とする。ただし、授業担当教員が認めた場合は、次年度において再試験を受けることができる。

カ. 再試験の評点は、可 (60点)、不可 (不：再試験) 及び不可 ((不)：再受講) のいずれかとなる。

(7) 自由科目の単位認定

他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目となる。他の学部の科目を履修するには事前に学務係で手続きし許可を受けた後、所定の期日までに当該専門教育科目担当教員に受講申請することになる。なお、自由科目の認定単位は、卒業に必要な単位には認めない。

(8) 他の大学等で履修した授業科目の単位認定

他の大学（短期大学、大学以外の教育施設等、外国の大学又は短期大学も含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、60単位を限度に認定することができる。希望する学生は、事前申請が必要な場合もあるので、必ず事前に学務係へ相談すること。

附 則

この要領は、平成15年3月6日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年3月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。ただし、平成17年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。ただし、平成18年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。ただし、平成24年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。ただし、平成26年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。ただし、平成27年3月31日に在学する者については、この要領による改正後の1(3)、2(1)(3)(4)(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。ただし、平成28年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。ただし、平成30年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。ただし、令和2年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 9) 専門教育科目について

各学科の専門教育科目は次のとおりです。

### 薬 学 科

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
薬学入門1	2		1	講義
薬学入門2	2		1	〃
薬学入門3	1		1	〃
薬剤師体験演習	1		1	〃
キャリアパスデザイン講義	1		1	〃
物理化学1	2		1	〃
物理化学2	2		1	〃
分析化学1	2		2	〃
分析化学2	2		3	〃
製剤学	2		2	〃
有機化学1	1		1	〃
有機化学2	1		1	〃
有機化学3	1		2	〃
有機化学4	2		2	〃
有機機器分析演習	1		3	〃
生体分子の有機化学	1		2	〃
天然医薬品学1	1		2	〃
天然医薬品学2	1		2	〃
医薬品化学	2		3	〃
生命薬学1	2		1	〃
生命薬学2	1		2	〃
生命薬学3	2		3	〃
生物化学1	2		2	〃
生物化学2	2		2	〃
生物化学3	2		2	〃
生物化学4	2		3	〃
細胞生物学	2		3	〃
衛生薬学1	1		2	〃
衛生薬学2	2		3	〃
環境薬学	1		3	〃
基礎医療薬学	1		1	〃
薬理学	1		2	〃
薬物治療学1	2		3	〃
薬物治療学2	1		3	〃
薬物治療学3	2		3	〃
薬物治療学4	2		3	〃
薬物治療学5	1		4	〃
薬物治療学6	1		4	〃
漢方薬学	2		4	〃
医薬品情報学1	1		3	〃
医薬品情報学2	1		4	〃
臨床薬物動態学	2		3	〃
薬剤学1	1		2	〃
薬剤学2	1		3	〃
社会薬学1	1		3	〃

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
社会薬学2	1		3	〃
応用医療薬学	1		4	〃
薬学英語1	1		2	〃
薬学英語2		1	3	〃
創薬物理化学		2	3	〃
レギュラトリーサイエンス講座		1	2	〃
有機反応論		2	3	〃
有機合成論		2	3	〃
創薬科学		2	3	〃
化学論文発表演習		2	3	〃
生命薬学4		2	3	〃
コアDDS講義		1	1	〃
疾病学1		1	4	〃
疾病学2		1	4	〃
疾病学3		1	4	〃
医療共用教育演習		1	5~6	〃
薬学体験実習	1		1	実習
分析化学実習	1		2	〃
物理化学実習	1		2	〃
製剤学実習	1		2	〃
有機化学実習	3		2	〃
生薬学実習	1		2	〃
生物化学実習1	1		2	〃
生物化学実習2	1		2	〃
生物化学実習3	1		2	〃
衛生化学実習	1		2	〃
薬剤学実習	1		2	〃
薬理学実習	1		2	〃
実務実習事前学習	4		4	〃
医療薬学・病院実務実習	10		4~5	〃
医療薬学・薬局実務実習	10		4~5	〃
演習1	1		1~6	演習
演習2	1		4	〃
演習3	1		6	〃
卒業研究	16		3~6	〃

## 創製薬科学科

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
薬学入門 1	2		1	講義
薬学入門 3	1		1	〃
薬学英語実践講座	1		1	〃
学術論文作成法	1		1	〃
キャリアパスデザイン講義	1		1	〃
医療体験演習	1		3	〃
物理化学 1	2		1	〃
物理化学 2	2		1	〃
分析化学 1	2		2	〃
分析化学 2	2		3	〃
製剤学	2		2	〃
レギュラトリーサイエンス講座	1		2	〃
有機化学 1	1		1	〃
有機化学 2	1		1	〃
有機化学 3	1		2	〃
有機化学 4	2		2	〃
有機機器分析演習	1		3	〃
生体分子の有機化学	1		2	〃
天然医薬品学 1	1		2	〃
天然医薬品学 2	1		2	〃
医薬品化学	2		3	〃
創薬実践道場	1		3	〃
生命薬学 1	2		1	〃
生命薬学 2	1		2	〃
生命薬学 3	2		3	〃
生物化学 1	2		2	〃
生物化学 2	2		2	〃
生物化学 3	2		2	〃
細胞生物学	2		3	〃
衛生薬学 1	1		2	〃
環境薬学	1		3	〃
コア DDS 講義	1		1	〃
基礎医療薬学	1		1	〃
薬理学	1		2	〃
製剤学 1	1		2	〃
製剤学 2	1		3	〃
薬学英語 1	1		2	〃
薬学英語 2		1	3	〃
創薬物理化学		2	3	〃
漢方薬学		2	4	〃
有機反応論		2	3	〃
有機合成論		2	3	〃
創薬科学		2	3	〃
化学論文発表演習		2	3	〃
生命薬学 4		2	3	〃

授 業 科 目	単位数		開講学年	授業形態
	必修	選択		
生物化学 4		2	3	〃
医薬品情報学 1		1	3	〃
社会薬学 1		1	3	〃
医療体験実習	1		3	実習
分析化学実習	1		2	〃
物理化学実習	1		2	〃
製剤学実習	1		2	〃
有機化学実習	3		2	〃
生薬学実習	1		2	〃
生物化学実習 1	1		2	〃
生物化学実習 2	1		2	〃
生物化学実習 3	1		2	〃
衛生化学実習	1		2	〃
製剤学実習	1		2	〃
薬理学実習	1		2	〃
卒業研究	10		3~4	演習

## 10) 成績評価について

成績は、シラバスに示している方法（筆記試験、口頭試験、レポート試験、実技試験等）により評価します。

また、本学では学習の状況の把握や修学指導のために標準 GPA（Grade Point Average）の算定を行っています。標準 GPA とは、学生が取得した科目の成績を集約した値で、換算式は以下のとおりです。

$$\text{標準 GPA} = \frac{\text{（評価を受けた各授業科目で得た GP} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

※「標準 GP」の換算式

$$\begin{array}{llll} 90\text{点以上} = 4 & 80\text{点以上}90\text{点未満} = 3 & 70\text{点以上}80\text{点未満} = 2 \\ 60\text{点以上}70\text{点未満} = 1 & 60\text{点未満} = 0 & & \end{array}$$

標準 GPA は、学期と通算についてそれぞれ算定します。また、正規の手続きによる履修取り消し科目は含まれません。

## 11) 専門科目定期試験等について

- (1) 期間中は、別途掲示する時間割で試験を実施します。
- (2) 座席は指定します。受験中は、学生証を机の上に置いてください。
- (3) 監督者が、試験開始前に「単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項」に基づく注意事項を読み上げます。不正行為は絶対に行わないでください。

なお、不正行為とは次の行為を示します。

### ① 試験における不正行為

- ・カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることなどをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。
- ・机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。
- ・使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- ・試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。
- ・試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。
- ・その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

- ② レポート，小テスト等における不正行為
- ・他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書，論文等の他人の意見や図表等の盗用，剽窃によりレポートを作成すること。
  - ・レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。
- (4) 不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。
- 単位認定試験等において不正行為を行い懲戒処分を受けた学生に対し，その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消します。
- (5) 試験結果の確認
- 試験結果は，試験実施後5日後を目途に Web 履修システムの「成績照会」で確認することができます。

## 12) 徳島大学語学マイレージ・プログラムについて

語学マイレージ・プログラムは，学部教育において一貫した語学教育体制を構築し，学生の目標・目的に合った語学力，コミュニケーション力・自己主導型学修力を養うことにより，十分な語学運用能力を持つ人材を育成することを目的にしています。

語学マイレージ・プログラムは，

- ① 教養教育科目の外国語科目の成績（主題別英語，発信型英語）
- ② 専門教育科目の外国語関連科目の成績（薬学英語1，薬学英語2）
- ③ 外国語技能検定試験の成績（TOEFL-ITP）
- ④ 教養教育院語学教育センターが実施する語学教育プログラムの履修
- ⑤ 語学留学等の実績
- ⑥ 薬学部が実施する語学プログラムの履修
- ⑦ その他語学プログラムの履修

からなり，それぞれの点数をマイレージポイントとして加算します。マイレージポイントの合計によってマイレージレベルがアップし，ブロンズクラス以上（700ポイント以上）が卒業要件となり，ブロンズクラスに達しない場合は卒業できません。

語学の研鑽のため積極的にプログラムを受講し，ゴールドクラス，プラチナクラスを目指してください。

なお，マイレージレベル，マイレージ・プログラムの詳細については教養教育履修の手引または学務係へお問い合わせください。

## 13) 研究室配属

3年次から学生は卒業論文研究のため，研究室に配属されます。詳細は別途案内します。

- (1) 配属先の研究室は薬学部所属20研究室および協力講座の3分野とします。
- (2) 各研究室への配属人数に上限と下限を設けます。

- (3) 各研究室配属可能人数に応じ学生間の話し合いにより、研究室希望配属案を決めます。

#### 14) 学年担任及びクラス担任制度

学年担任は、学年全体の学習、生活、進路の相談・助言・指導を行います。

また、クラス担任は4～5名の学生を1クラスとして担任し、定期的なクラス会開催及び個別面談を行い、学生の学習、生活、進路の相談・助言・指導を行います。

具体的には下記に示す要領で行います。

- (1) 入学時より、1学年に2名の学年担任を置きます。各学年の担任には原則として教授を充てます。
- (2) 入学者を4～5名から成るクラスに任意に振り分けます。各クラスの担任には原則として教授を充てます。
- (3) 薬学部授業時間割の中にクラス会（薬学入門3）の開催時間が記載されています。
- (4) クラス担任は担当学生の学習状況（出席、成績）、生活状況（健康面）、進路希望（希望進学先、希望就職先）等を充分把握すると共に、適宜個別面談を行い、相談・助言・指導を行います。
- (5) 学生はクラス担任、学年担任及びアドバイザー委員に相談することができます。相談時間は教員のオフィスアワーを原則とします。それ以外は教員と個別に連絡を取り調節してください。
- (6) クラス担任は担当学生の学習状況、生活状況、進路希望等の情報を進路委員会に定期的に報告します。
- (7) 個別の相談等において、クラス担任のみで解決出来ない場合は、クラス担任は学年担任又はアドバイザー委員と相談し問題解決に当たります。
- (8) 学生の成績はクラス担任より配付します。
- (9) 研究室配属以降は、卒業研究指導教員が主に相談・指導・助言を行いますが、引き続き、学年担任及びクラス担任も相談・指導・助言を行います。

#### 15) アドバイザー委員制度

クラス担任制度を補完する意味でアドバイザー委員制度を設置しています。アドバイザーを担当する委員は教務委員長、学生委員長、教育部学務委員長、就職委員長とします。

- (1) アドバイザー委員は学生の学習、生活、進路等学生の入学後から就職までのすべての課題に対応します。
- (2) クラス担任又は卒業研究指導教員から相談があった場合、担当アドバイザー委員又は複数のアドバイザー委員が相談事項に対処します。
- (3) アドバイザー委員は学生の進路決定に関する情報（各学科の教育、研究内容、就職等）提供を行います。
- (4) 学生のアドバイザー委員への相談はオフィスアワーを利用してください。それ以外は、委員と個別に連絡を取り調節してください。



## 16) 進路選択のための情報提供

- (1) 薬学セミナー及び研究体験演習で進路選択に関わる情報（就職先，各学科の教育・研究内容等）及び研究室選択に関わる内容（各研究室の教育・研究内容，就職先等）を提供します。
- (2) 薬学体験実習及び医療体験実習で，職場（病院，薬局，製薬企業，公的研究機関等）見学を行い，進路決定の情報を提供します。
- (3) クラス担任に進路について相談し，助言を得て進路選択の参考とすることが出来ます。
- (4) 卒業生による講演会（1～3年次）を随時開講し，進路決定の参考になる情報を提供します。
- (5) アドバイザー委員が定期的に進路相談会を開催します。

## 17) 薬剤師国家試験の受験要件について

薬学科を卒業すれば，薬剤師国家試験の受験資格を得られます。

不明な点については，教務委員長又は学務係にお問い合わせください。

## 第 2 章

# 学生への連絡及び諸手続き

## 学生への連絡及び諸手続き

### 1) 薬学部事務室の窓口

事務室の窓口業務時間は、平日（日・土・祝日を除く）の8:30～17:15（12:00～13:00を除く）です。ですので注意してください。

事務は次のとおりとなっていますので、必要とする所要事項についてそれぞれ各担当係の窓口へ問い合わせてください。

担当係	事 項	窓 口
学務係 TEL633-7247 633-7615	入学者の選抜に関する事。 学生の入学，卒業及び修了並びに休学等学生異動に関する事。 学籍に関する事。 教育課程に関する事。 授業，試験及び成績に関する事。 非常勤講師の選考，労働時間等に関する事。 臨床教授等に関する事。 科目等履修生，特別聴講学生及び研究生に関する事。 外国人留学生に関する事。 派遣学生に関する事。 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの選考，労働時間等に関する事。 日本学生支援機構以外の奨学金に関する事。 学生の課外活動に関する事。 学生の健康管理及び生活相談に関する事。 学生の就職に関する事。 学生の団体，集会，出版及び掲示に関する事。 学生証及び学生の諸証明に関する事。 国家試験に関する事。 講義室等の管理に関する事。 学生の表彰及び懲戒に関する事。 所掌事務に係る各種委員会に関する事。 所掌事務の調査，統計及び報告に関する事。 その他学生に係る事務に関する事。	薬学棟 1階
学生係 TEL633-7030	入学料及び授業料の徴収猶予，免除等に関する事。 日本学生支援機構の奨学金に関する事。	医学部 医学基礎A棟 1階
経理係 TEL633-9553 633-9608	入学料，授業料の納付に関する事。 その他会計に係る事務に関する事。	医学部 医学基礎A棟 1階

※市外局番：088

## 2) 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、掲示及び本学のメールサービスにより伝えることとなっています。したがって、掲示板および本学のメールサービスは諸君の学生生活と密接なつながりがあり、新しい連絡等が次々に出されるので1日1回は、薬学部掲示板（薬学部研究棟玄関ホール）の掲示及び本学のメールサービスを必ず確認するように習慣付け、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。

なお、発信される情報により利用されるメディアが異なるので、掲示板及び本学のメールサービスは、両方を確認してください。

また、薬学部のホームページ（<http://www.tokushima-u.ac.jp/ph/>）にも必要な事項が掲載されています。

## 3) 学 生 証

学生証は学生の身分を証明するものですので、常時携帯してください。

試験の受験時、成績の受領時、附属図書館への入館、図書の見学・借出、学生割引乗車券の購入時等のすべてにわたり、身分の確認に必要です。また、本学の教職員より提示請求があった場合はいつでも提示してください。

万一、汚損又は紛失した場合は所定の手続きを取り再交付を受けてください。

## 4) 各種証明書の発行

### 1. 学務係で発行するもの

以下の各種証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までに、手続きをしてください。

- (a) 卒業証明書
- (b) 修了証明書
- (c) 通学証明書
- (d) 学生証
- (e) 他大学受験許可書
- (f) その他必要とする証明書

### 2. 証明書自動発行機で発行するもの

以下の各種証明書の発行については、薬学部インフォメーションプラザ及び医学部玄関ホールに設置された証明書自動発行機で入手してください。利用に際し、学生証が必要です。

- (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証※
- (b) 在学証明書
- (c) 学業成績・単位修得証明書
- (d) 卒業見込証明書
- (e) 健康診断証明書

## ※学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度で、次の目的をもって鉄道旅行する場合に限り、原則として年間10枚を限度として発行されます。10枚を超えて使用する必要がある場合は学務係へ申請してください。ただし、JRの片道営業キロが101キロ以上の旅行でなければ利用できません。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

### 【使用目的】

- ・ 休暇等による帰省
- ・ 正課の教育活動（実習など）
- ・ 課外活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療等
- ・ 保護者との旅行

## 5) 休学, 復学, 退学等の手続き

休学, 復学, 退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じるので事前に、必ず各自のクラス担任又は学生委員とよく相談して、生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生→クラス担任又は学生委員に相談→学務係で所定用紙の交付を受ける

→願出用紙に指導教員, 保証人及び本人の署名→学務係へ提出（希望日の1ヶ月以上前）

### 1. 休 学

- 疾病その他一身上の都合により2ヶ月以上就学できないときは、医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書（一身上の都合）を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。
- 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- 休学期間は、創製薬科学科学生は通算して4年、薬学科学生は通算して6年を超えることはできません。
- 休学期間は、在学期間に算入しません。

#### 注) 休学者の授業料

休学を許可された者は、授業料について次の措置がとられます。

- 休学願の受理された日が3月、4月、9月又は10月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。
- 休学願の受理された日がA以外の月の場合は、受理日の属する期の授業料は徴収されます。
- 納付済の授業料は返還されません。

## 2. 復 学

休学期間中にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

## 3. 退 学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。

注) 退学者の授業料

退学しようとする日の属する学期の授業料について全額が必要となります。授業料未納のままでは退学できません。未納のままであると、学則により「除籍」となります。

## 4. 他大学受験について

本学部在籍して他大学の受験を希望する者は、事前に『他大学受験許可願』を提出して、受験許可を受けなければなりません。(許可書の発行までには2週間を必要とします。)

- ・ 受験の結果は、速やかにクラス担任又は学務係に報告すること。
- ・ 合格した大学へ入学する場合は、直ちに退学の手続きをすること。

## 5. 転学部・転学科

希望者は転学部願又は転学科願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。

転学部→事前に希望する学部の担当係へ相談すること。

転学科→掲示する。

## 6. 改姓(名)届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

## 6) 除 籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

1. 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
2. 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
3. 学則に定める在学期間を超えた者
4. 学則に定める休学期間を超えた者
5. 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

## 7) 単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

単位認定試験等における不正行為は学生の本分に反する行為であり、絶対しないでください。

不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。

単位認定試験等において不正行為を行い懲戒処分を受けた学生に対し、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消します。

## 8) 授業料納付、免除制度及び奨学金制度

### 1. 授業料納付

授業料は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し、次の期間に納付してください。

前期分→4月1日から4月30日まで

後期分→10月1日から10月31日まで

納付方法→授業料代行納付（銀行口座からの引落としによる納付）

### 2. 授業料免除制度

日本学生支援機構給付奨学金の受給の認定を受けた者が授業料免除の該当者となります。（給付奨学金の受給の認定がないと入学科免除と授業料免除の資格は与えられません。）申請方法等の詳細は、徳島大学ホームページ（<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/scholarship/>）を参照してください。

### 3. 奨学資金制度

#### 《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して、貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

奨学金の種類には『第一種奨学金（無利子）』及び『第二種奨学金（有利子）』があります。

奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に提示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

#### 2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので、掲示を注意して見ること。）これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意して下さい。

#### 《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、学生用掲示板を見てください。

## 9) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知（学務係にあります）により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

## 10) 学 生 金 庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては徳島大学学生後援会(学務部教育支援課内)へ相談してください。

1. 貸し付け限度額は10万円までとします。
2. 貸し付け期間は、貸し付け日より90日以内とします。
3. 貸付金は無利子、無担保とします。

## 11) 宿 所 届

毎年度の初めに宿所届を学務係へ提出してください。

## 12) 住 所 変 更 届

学生への連絡は、原則として掲示によりますが、緊急を要する場合の連絡等に必要とするので、変更があれば直ちに届け出てください。

保証人が住所変更した時も同様に『保証人住所変更届』により届け出てください。

## 13) 海 外 渡 航 届

学生が海外渡航をする場合、学生の安全管理のため、渡航目的が「留学」に限らず、学会発表、ボランティア等、あるいは観光などの私事によるものについても、「海外渡航届」の提出が必要です。

海外渡航前に必ず学務係に提出してください。

## 14) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えのないときに限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

## 15) 健 康 管 理

定期健康診断は、キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門の実施計画に基づき、徳島大学病院医師の協力を得て実施しています。

毎年4月に学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健安全法で定められているものですから、必ず受診してください。



## 16) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいますので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、蔵本地区では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているため、厳守してください。

駐輪場は別添配置図を参照のこと。

下記の項目を守ってください。

1. オートバイは、専用入口から入構し、駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は注意してください。

2. 自転車は、必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。

建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には、乗り入れを禁止します。

3. 自動車通学は、原則として禁止します。

正当な理由により登録して許可された車は、駐車場へ駐車してください。

万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び学務係に事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を学務係へ届け出てください。

## 17) 学生ロッカーについて

1, 2, 3年次の学生各人の希望者に、ロッカーを貸与し使用できるようにしています。

ロッカーの使用に当たっては、特に火災・盗難、カギの紛失に注意をしてください。

なお、カギは3年次に学務係に返却してください。

## 18) そ の 他

1. 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので、家族、知人等にも周知しておいてください。

2. 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。

3. 大学構内での喫煙は禁止します。

4. 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。

5. 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学務係まで届け出てください。

6. 火気には十分に注意してください。

## 第 3 章

# 学生の人権・教育相談等のための体制

## 1) セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために

教育の現場において、セクシュアル・ハラスメントは決してあってはならないことですが、教員と学生との間、職員と学生との間、上級生（院生）と下級生との間等には教える側と教えられる側といういわば上下関係または力関係があることにより、セクシュアル・ハラスメント問題が発生する恐れがあります。

学生は、自らがセクシュアル・ハラスメントの被害にあわない、引き起こさないという問題意識を常に持ち続けることが、社会人となって仕事をする上でも、また、21世紀のわが国の男女共同参画社会の実現のためにも重要です。

薬学部では、セクシュアル・ハラスメント問題が発生しない教育環境の中で学生が教育を受けることができるよう人権・教育相談体制を整備し、次のようなセクシュアル・ハラスメントに対するガイドラインを設けました。

セクシュアル・ハラスメントとされる行為には、次のようなものがあります。

### 1. 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

例) 講義の最中、A教授はいつも卑猥な冗談を言う。女子学生の一人が笑わないでいると、「君には冗談が通じないね。」と一言。彼女は抗議したいが、成績評価が悪くなるのを恐れて我慢している。

言葉によるセクシュアル・ハラスメントとしては、「いかがわしい冗談」の他にも「固定的な性別役割意識に基づく言葉」や「肉体的な外観、性行動、性的好みに関する不適切な言葉」などがあります。性的なからかい、冷やかし、中傷などもこれに相当します。

### 2. 視線・動作によるセクシュアル・ハラスメント

例) 実験室のB助手は、個別指導の最中にある女子学生の手を握った。学生はショックで動くことができなかつた。それからというもの、実験の最中に彼はじっと彼女を見つめるようになった。彼女が気付くと目配せをする。彼女は悩み続け、ストレスから勉強意欲もなくなってしまった。

この種のハラスメントは軽く判断されがちです。しかし、それを受ける被害者自身にとっては大きな苦痛であり、精神的なストレスになる場合があります。

### 3. 行動によるセクシュアル・ハラスメント

例) 卒業指導の最中に、ゼミのC教授はある女子学生をデートに誘った。彼女が誘いを断ると、「指導する気がなくなった。あなたは本当に卒業したいのですか。」と含みのある言葉を返した。彼女は卒業ができなくなるかもしれないという予期せぬ事態に狼狽した。

例) D教授は、コンパの席ではいつも女子学生を自分の隣に座らせ、酒の酌をさせている。女子学生は、D教授の機嫌を損ねないように笑顔で受け答えをしているが、心の中では激しい嫌悪感を感じている。

例) EとFは同じ研究室の大学院生である。EはFに交際を申し込んだが断られた。しかしEは諦めない。Fに毎晩電話をし性的な言葉を投げかける。留守電に性的な意味を含んだメッセージを入れる。最近ではFの後をつけ回し始め、Fはすっかりおびえてしまっている。

ここに挙げた例以外にもいろいろなセクシュアル・ハラスメントが考えられます。

## 2) アカデミック・ハラスメントの発生防止のために

アカデミック・ハラスメントも重大な人権侵害です。それは就学の場で「指導」,「教育」または「研究」の名を借りて、嫌がらせや差別をしたり、人格を傷つけることです。例えば、

\* 相手によって差別したり、必要以上に厳しく指導したりする。

\* 「おまえはやっぱりダメだ」と全てを否定する言い方を繰り返す。

\* 指導の際に「大学をやめろ」とか、「卒業させない」と言う。

\* 女性に対して差別的言動や処遇をしたり、指導を放棄したりする。

セクシュアル・ハラスメントもアカデミック・ハラスメントも、教員と学生の間だけではなく、サークルやゼミの先輩と後輩、同級生同士であっても許されません。

その他に「一気飲みの強要」や「ストーカー行為」も人権侵害となります。

## 3) キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門における相談体制

徳島大学には、キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門（以下、総合相談部門とする）が設けられており、学業や進路の悩み事、経済的な悩み事、人間関係上の悩み事など、学生のさまざまな相談に各学部の複数の教員（総合相談員、学内カウンセラー、法律アドバイザー）また、学外カウンセラーが対応しています。薬学部からは2名の教員がその相談に当たっています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に総合相談部門を利用してください。総合相談部門には受付担当者（インターカー）が常駐しています。相談のある学生は、まず受付担当者（インターカー）に相談内容を簡単に説明すると相談員の中からその内容に応じた最適の相談員を紹介してもらえます。

### キャンパスライフ健康支援センター

常三島総合相談部門：教養教育棟5号館1F } (電話：656 - 7637) 平日8：30～17：15  
蔵本総合相談部門：蔵本会館2F }

(e-mail：hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp)

薬学部の相談員：柏田良樹教授、佐藤智恵美助教

## 4) 意見箱の設置

スタジオ・プラザ横の廊下に意見箱を設置しています。学生の皆様のご意見、ご要望をお寄せください。

## 第 4 章

# 薬学部構内における交通規制

# 徳島大学蔵本地区における駐車について

下記により、駐車「パスカード」及び「ステッカー」の登録・更新を行います。

## 1. 薬学部学生・大学院生について

(1) 薬学部では、学部学生の最終学年以外には自動車での通学は認めていません。

学部学生定員による薬学部への割当人数が少ないため、薬学部学生用割当人数を最終学年に集中配分しています。

許可の対象になるのは最終学年で、通学距離が片道5 km以上の者です。しかし、割当人数以内で許可しますので、希望者多数の場合は必要性の高い者から許可します。

(2) 大学院生については、通学距離が5 km以上の者には許可しています。

## 2. 駐車登録・更新対象者

(1) 職員（通勤距離が片道5 km以上の者で、通勤方法を自動車で申請している者）

(2) 学生・大学院生（職員に準じる。ただし、指導教員の認証印が必要）

(3) 派遣職員・請負業者等（職員に準じる。）

(4) 工事・調達関係業者（職員に準じる。）

\*登録基準（5 km等）に満たない者で、特に必要がある者は、登録申請書に蔵本地区駐車場委員会委員長宛の詳細な理由書（様式任意、身体・健康上の理由の場合は診断書添付）を添付して申請してください。

\*なお、「夜間・土日祝日用、夜勤用パスカード」については、通勤距離が5 km未満の方のみ申請できます。

## 3. 登録申請手続き

(1) 申請手続き

所定の登録申請書に必要事項を正確に記入の上、担当係長印欄に指導教員に押印をしてもらい、担当係長（学務係）へ持参、担当係長印を押印の上、厚仁会駐車整理部へ登録料を添えて提出してください。申請用紙は駐車整理部でもらってください。

(2) 申請受付期間

例年、3月下旬から4月中旬

旧パスカードは、4月下旬には使用できなくなります。

(3) 駐車登録料

ア 職員	年額 18,000円
イ 学生・大学院生	年額 9,000円
ウ 派遣職員・請負業者等	年額 18,000円
エ 調達・工事関係業者	年額 36,000円

オ 夜勤・準夜用 年額 2,500円

カ 夜間・土日祝用 年額 2,500円

(4) 登録料の支払方法

ア 原則として、年度末の3月31日までの年額を一括してお支払いいただきます。

イ 年度期間中でパスカードが必要でなくなった場合は、その残余月数に応じて、払い戻しを行います。(ただし、日割り計算はいたしません。)

なお、払い戻しの際には、「パスカード」「ステッカー」を必ず返却ください。

ウ 「夜勤・夜間・土日祝用パスカード」については、登録料の払い戻しはいたしません。

(5) 新しいパスカード及びステッカーは、駐車登録申請後4～5日以内に、駐車整理部で受け取ってください。(旧パスカード及びステッカーと引換に)

#### 4. その他注意事項

- (1) 申請に当たっては、車両登録番号、部局、所属、職名等に記入漏れのないように注意してください。記載漏れがある場合は、受付されないことがあります。
- (2) 通勤通学距離、通勤手当申請の通勤方法、住所等の欄に、故意に虚偽の記載をして申請した場合又は、それらに変更があった結果、登録基準を満たさなくなったにもかかわらず届けなかった場合は、パスカード登録が取り消されます。この場合、登録料金は返還されません。
- (3) 午後1時以降に患者駐車場を使用することは差し支えありません。

## 薬学部駐輪場及び自転車等の駐輪について

平成17年3月22日開催の薬学部教授会の決定に基づき、次のとおり駐輪場所設置及び駐輪違反に対する措置の実施を行います。

### 1. 駐輪場所 (33頁 薬学部建物配置図参照)

薬学部建物西側駐輪場及び西側フェンス側駐輪場

### 2. 駐輪禁止区域 (33頁 薬学部建物配置図参照)

薬学部教育棟と医薬創製教育研究センターの間、医薬創製教育研究センター南側  
野外テントの内側、薬学部玄関前(建物東側)、薬学部建物北側、  
医薬創製教育研究センター玄関前等の駐輪場所以外の区域

### 3. 駐輪違反の自転車等に対する措置

違反自転車等にカギ付きワイヤーを取り付ける。

違反自転車等の持ち主は、学務係へ学生証持参の上解錠を申し出る。

- 違反1回目 学科又は専攻・学年・氏名を記録の上注意 解錠
- ” 2回目 学科又は専攻・学年・氏名を記録の上嚴重注意 解錠
- ” 3回目 クラス担任又は指導教員と同行の上，申し出る。  
(学生のための解錠申し出には，応じない。)

## 薬学部建物配置図





# 第 5 章

## 關係諸規則等

# 徳島大学薬学部規則

昭和36年4月7日

規則第65号制定

## 第1章 総則

(通則)

**第1条** 徳島大学薬学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、徳島大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

**第1条の2** 本学部は、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観を持たせる教育を行い、以て、人類の福祉と健康に貢献する人材を育成することを目的とする。

2 薬学科は、臨床の場で指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師養成のための専門教育を行うことを目的とする。

3 創製薬科学科は、創薬・製薬に関する高い研究能力や専門的薬学知識を身につけた研究者育成のための専門基礎教育を行うことを目的とする。

## 第2章 入学者選考

(入学者選考)

**第2条** 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

## 第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

**第3条** 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目(以下「教養教育科目」という。)及び専門教育の授業科目(以下「専門教育科目」という。)により編成する。

(教養教育科目の履修等)

**第3条の2** 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則(以下「教養教育履修規則」という。)の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

**第3条の3** 専門教育科目の区分は、必修科目及び選択科目とする。

2 専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

4 前項の規定により履修し、修得した単位は、本学部における修得単位として認定することができる。

る。ただし、卒業するための修得単位としては認めない。

(履修手続)

**第4条** 専門教育科目を履修するためには、所定の期日までに当該専門教育科目担当教員に受講申請し、承認を受けるものとする。

**第4条の2** 第3条の3第3項の規定により履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件)

**第5条** 上級学年に進級するためには、必要と認める授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第5条の2** 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする者及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

**第5条の3** 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が修得した単位又は学則第34条の4の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第34条の3の規定に基づき大学以外の教育施設等において学修した授業科目について修得した単位の認定は、当該教育施設等が発行する成績証明書等により行う。

(履修報告書)

**第5条の4** 派遣学生は、履修を終えたときは、速やかに（外国の大学又は短期大学に留学する者については、帰国の日から1月以内）、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

## 第4章 試験及び卒業

(試験)

**第6条** 成績の考査は、試験による。ただし、実習については、試験を行わないことがある。

2 授業科目の試験は、原則として学期末において行う。

3 授業時間数の3分の2以上出席しなかった者は、その授業科目の試験を受けることができない。

(試験の告示)

**第6条の2** 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

**第7条** 成績は、100点をもって満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不（59点以下）の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評 価 基 準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験)

**第8条** 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、原則として次期試験期日において追試験を受けることができる。

(再試験)

**第9条** 試験を受けて合格しなかった者は、原則として次期試験期日において再試験を受けることができる。

(卒業)

**第10条** 本学部を卒業するためには、次の単位を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムについて本学部が定める基準を満たさなければならない。

薬学科

教養教育科目		49単位以上
専門教育科目	必修科目	127単位
	選択科目	10単位以上
	計	137単位以上
	合 計	186単位以上

創製薬科学科

教養教育科目		49単位以上
専門教育科目	必修科目	75単位
	選択科目	8 単位以上
	計	83単位以上
	合 計	132単位以上

2 前項の基準については、別に定める。

## 第5章 転学部、転学科並びに再入学及び補欠入学

(転学部)

**第11条** 学則第22条の3の規定により本学部へ転学部を願い出た者がいるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。
- 3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。
- 4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(転学科)

**第12条** 学則第22条の4の規定により転学科を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の転学科を許可する場合に準用する。

(再入学及び補欠入学)

**第13条** 学則第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

- (1) 在学期間は、第2年次に薬学科に入学した者は10年、創製薬科学科に入学した者は6年、第3年次に薬学科に入学した者は8年、創製薬科学科に入学した者は4年とする。
- (2) 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

**附 則**

この改正規則は、昭和36年4月7日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和37年4月13日規則第86号改正)

この改正規則は、昭和37年4月13日から施行し、昭和37年度入学者から適用する。

**附 則** (昭和39年9月11日規則第145号改正)

この改正規則は、昭和39年9月11日から施行し、昭和37年度入学者から適用する。

**附 則** (昭和41年4月8日規則第204号改正)

この改正規則は、昭和41年4月8日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和44年4月25日規則第330号改正)

この規則は、昭和44年4月25日から施行し、昭和43年度入学者から適用する。

**附 則** (昭和45年3月20日規則第354号改正)

この規則は、昭和45年3月20日から施行し、昭和44年度入学者から適用する。

**附 則** (昭和48年7月20日規則第434号改正)

この規則は、昭和48年7月20日から施行する。

**附 則** (昭和50年5月9日規則第486号改正) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和50年5月9日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和50年10月17日規則第504号改正)

この規則は、昭和50年10月17日から施行する。

**附 則** (昭和52年5月20日規則第558号改正)

この規則は、昭和52年5月20日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和53年3月17日規則第577号改正)

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

- 2 昭和53年度に第3年次及び第4年次に在学する者については、第10条及び別表の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。ただし、この者が改正後の別表の授業科目の履修を希望するときは、改正前の第10条各列記部分に規定する単位に算入しないものとして履修することができる。

附 則（昭和54年6月29日規則第625号改正）

この規則は、昭和54年6月29日から施行する。

附 則（昭和58年12月16日規則第763号改正）

この規則は、昭和58年12月16日から施行する。

附 則（昭和61年2月21日規則第821号改正）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度において、第3年次及び第4年次に在学する者に係る卒業要件及び別表については、改正後の第10条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和62年1月16日規則第849号改正）

この規則は、昭和62年1月16日から施行する。

附 則（平成4年3月17日規則第1054号改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第1097号改正）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した者に係る教育課程、履修方法、卒業要件等（廃止前の徳島大学教養部規則で定められていた一般教育課程の修了要件を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、従前の一般教育課程を修了していない者については、共通教育科目を履修するものとし、課程を修了するために必要であった所定の単位を修得するものとする。

附 則（平成9年2月21日規則第1248号改正）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年2月18日規則第1461号改正）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月14日規則第1617号改正）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者については、改正後の第3条の3第4項、第10条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第90号改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3月31日規則第116号改正）

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3月19日規則第77号改正）

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月25日規則第71号改正）

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第 7 条、第10条及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3月29日規則第110号改正）

- 1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第 3 条、第 3 条の 2、第10条及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、本学部を卒業するために必要であった共通教育科目の単位数を取得していない者は、当該共通教育科目に相当する教養教育科目を履修するものとする。

附 則（平成30年 2月 7日規則第49号改正）

- 1 この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 年 月 日規則第 号改正）

- 1 この規則は、令和 2 年 4月 1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和元年度以前に入学した者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 教養教育科目の履修要件（薬学科及び創製薬科学科共通）

区 分	授 業 科 目	所 要 単 位 数
一般教養教育科目群	歴 史 と 文 化	4単位
	人 間 と 生 命	4単位
	生 活 と 社 会	4単位
	自 然 と 技 術	4単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	※イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	基 礎 数 学	4単位
	基 礎 物 理 学	2単位
	基 礎 化 学	6単位
	基 礎 生 物 学	2単位
	# ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1単位
	情 報 科 学	2単位
	# ス タ デ ィ ス キ ル	
	# コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	
地域科学教育科目群	※地域科学教育科目	
医療基盤教育科目群	※医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英 語	4単位
	英語以外の外国語科目	4単位
中欄中の※印の科目		4単位 (各科目4単位を上限とする。)
中欄中の#印の科目		2単位
合 計		49単位以上



## 専 門 教 育 科 目 表

## 薬 学 科

(( )) は実習の単位の内訳とする。)

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 学 入 門 1	2 単位	
薬 学 入 門 2	2 単位	
薬 学 入 門 3	1 単位	
薬 剤 師 体 験 演 習	1 単位	
キ ャ リ ア パ ス デ ザ イ ン 講 義	1 単位	
物 理 化 学 1	2 単位	
物 理 化 学 2	2 単位	
分 析 化 学 1	2 単位	
分 析 化 学 2	2 単位	
製 剤 学	2 単位	
有 機 化 学 1	1 単位	
有 機 化 学 2	1 単位	
有 機 化 学 3	1 単位	
有 機 化 学 4	2 単位	
有 機 機 器 分 析 演 習	1 単位	
生 体 分 子 の 有 機 化 学	1 単位	
天 然 医 薬 品 学 1	1 単位	
天 然 医 薬 品 学 2	1 単位	
医 薬 品 化 学	2 単位	
生 命 薬 学 1	2 単位	
生 命 薬 学 2	1 単位	
生 命 薬 学 3	2 単位	
生 物 化 学 1	2 単位	
生 物 化 学 2	2 単位	
生 物 化 学 3	2 単位	
生 物 化 学 4	2 単位	
細 胞 生 物 学	2 単位	
衛 生 薬 学 1	1 単位	
衛 生 薬 学 2	2 単位	
環 境 薬 学	1 単位	
基 礎 医 療 薬 学	1 単位	
薬 理 学	1 単位	
薬 物 治 療 学 1	2 単位	

授 業 科 目	单 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 物 治 療 学 2	1 単位	
薬 物 治 療 学 3	2 単位	
薬 物 治 療 学 4	2 単位	
薬 物 治 療 学 5	1 単位	
薬 物 治 療 学 6	1 単位	
漢 方 薬 学	2 単位	
医 薬 品 情 報 学 1	1 単位	
医 薬 品 情 報 学 2	1 単位	
臨 床 薬 物 動 態 学	2 単位	
薬 剤 学 1	1 単位	
薬 剤 学 2	1 単位	
社 会 薬 学 1	1 単位	
社 会 薬 学 2	1 単位	
応 用 医 療 薬 学	1 単位	
薬 学 英 語 1	1 単位	
薬 学 英 語 2		1 単位
創 薬 物 理 化 学		2 単位
レギュラトリーサイエンス講座		1 単位
有 機 反 応 論		2 単位
有 機 合 成 論		2 単位
創 薬 科 学		2 単位
化 学 論 文 発 表 演 習		2 単位
生 命 薬 学 4		2 単位
コ ア D D S 講 義		1 単位
疾 病 学 1		1 単位
疾 病 学 2		1 単位
疾 病 学 3		1 単位
医 療 共 用 教 育 演 習		1 単位
実 習	38 単位	
薬 学 体 験 実 習	(1 単位)	
分 析 化 学 実 習	(1 単位)	
物 理 化 学 実 習	(1 単位)	
製 剤 学 実 習	(1 単位)	
有 機 化 学 実 習	(3 単位)	
生 薬 学 実 習	(1 単位)	
生 物 化 学 実 習 1	(1 単位)	
生 物 化 学 実 習 2	(1 単位)	

授 業 科 目	单 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
生 物 化 学 实 习 3	(1单位)	
衛 生 化 学 实 习	(1单位)	
藥 劑 学 实 习	(1单位)	
藥 理 学 实 习	(1单位)	
实 務 实 习 事 前 学 习	(4单位)	
医 療 藥 学・病 院 实 務 实 习	(10单位)	
医 療 藥 学・藥 局 实 務 实 习	(10单位)	
演 習 1	1单位	
演 習 2	1单位	
演 習 3	1单位	
卒 業 研 究	16单位	
計	127单位	19单位

## 創製薬科学科

(( ) は実習の単位の内訳とする。)

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 学 入 門 1	2 単位	
薬 学 入 門 3	1 単位	
薬 学 英 語 実 践 講 座	1 単位	
学 術 論 文 作 成 法	1 単位	
キ ャ リ ア パ ス デ ザ イ ン 講 義	1 単位	
医 療 体 験 演 習	1 単位	
物 理 化 学 1	2 単位	
物 理 化 学 2	2 単位	
分 析 化 学 1	2 単位	
分 析 化 学 2	2 単位	
製 剤 学	2 単位	
レギュラトリーサイエンス講座	1 単位	
有 機 化 学 1	1 単位	
有 機 化 学 2	1 単位	
有 機 化 学 3	1 単位	
有 機 化 学 4	2 単位	
有 機 機 器 分 析 演 習	1 単位	
生 体 分 子 の 有 機 化 学	1 単位	
天 然 医 薬 品 学 1	1 単位	
天 然 医 薬 品 学 2	1 単位	
医 薬 品 化 学	2 単位	
創 薬 実 践 道 場	1 単位	
生 命 薬 学 1	2 単位	
生 命 薬 学 2	1 単位	
生 命 薬 学 3	2 単位	
生 物 化 学 1	2 単位	
生 物 化 学 2	2 単位	
生 物 化 学 3	2 単位	
細 胞 生 物 学	2 単位	
衛 生 薬 学	1 単位	
環 境 薬 学	1 単位	
コ ア D D S 講 義	1 単位	
基 礎 医 療 薬 学	1 単位	
薬 理 学	1 単位	
薬 剤 学 1	1 単位	
薬 剤 学 2	1 単位	

授 業 科 目	单 位 数	
	必 修 科 目	選 択 科 目
薬 学 英 語 1	1 単位	
薬 学 英 語 2		1 単位
創 薬 物 理 化 学		2 単位
漢 方 薬 学		2 単位
有 機 反 応 論		2 単位
有 機 合 成 論		2 単位
創 薬 科 学		2 単位
化 学 論 文 発 表 演 習		2 単位
生 命 薬 学 4		2 単位
生 物 化 学 4		2 単位
医 薬 品 情 報 学 1		1 単位
社 会 薬 学 1		1 単位
実 習	14 単位	
医 療 体 験 実 習	(1 単位)	
分 析 化 学 実 習	(1 単位)	
物 理 化 学 実 習	(1 単位)	
製 剤 学 実 習	(1 単位)	
有 機 化 学 実 習	(3 単位)	
生 薬 学 実 習	(1 単位)	
生 物 化 学 実 習 1	(1 単位)	
生 物 化 学 実 習 2	(1 単位)	
生 物 化 学 実 習 3	(1 単位)	
衛 生 化 学 実 習	(1 単位)	
薬 剤 学 実 習	(1 単位)	
薬 理 学 実 習	(1 単位)	
卒 業 研 究	10 単位	
計	75 単位	19 単位

# 徳島大学教養教育履修規則

平成28年2月16日

規則第39号制定

(趣旨)

**第1条** この規則は、徳島大学学則(以下「学則」という。)第31条の規定に基づき、教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

**第2条** 教養教育として開設する授業科目の区分は、一般教養教育科目群、グローバル化教育科目群、イノベーション教育科目群、基礎基盤教育科目群、汎用的技能教育科目群、地域科学教育科目群、医療基盤教育科目群及び外国語教育科目群とする。

(開設授業科目)

**第3条** 前条の各区分で開設する授業科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般教養教育科目群

歴史と文化、人間と生命、生活と社会、自然と技術

(2) グローバル化教育科目群

グローバル化教育科目

(3) イノベーション教育科目群

イノベーション教育科目

(4) 基礎基盤教育科目群

高大接続科目、自然科学入門、基礎数学、基礎物理学、基礎物理学実験、基礎化学、基礎化学実験、基礎生物学、基礎生物学実験、基盤教育学、ウェルネス総合演習

(5) 汎用的技能教育科目群

SIH 道場～アクティブ・ラーニング入門～、情報科学、スタディスキル、コミュニケーション

(6) 地域科学教育科目群

地域科学教育科目

(7) 医療基盤教育科目群

医療基盤教育科目

(8) 外国語教育科目群

英語、ドイツ語、フランス語、中国語

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対しては、グローバル化教育科目群に日本事情を、外国語教育科目群に日本語を置く。

3 授業科目に授業題目を設ける。

4 授業題目、授業概要等の授業計画等については、別に定める。

(単位の基準等)

**第4条** 前条の授業科目の単位数は、次の各号に定めるところにより計算する。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実験は、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修要件)

**第5条** 教養教育として履修する授業科目、単位数等の履修要件は、徳島大学教養教育院教授会（以下「教養教育院教授会」という。）における協議・調整を経て、各学部において定めるものとする。

(外国人留学生の履修の特例)

**第6条** 外国人留学生が、日本事情の単位を修得したときは、一般教養教育科目群の歴史と文化、人間と生命、生活と社会又は自然と技術の単位に、日本語の単位を修得したときは、外国語教育科目群の英語、ドイツ語、フランス語又は中国語の単位にそれぞれ充てることができる。

(履修手続)

**第7条** 学生は、学期の初めに第3条第4項に規定する授業計画から履修しようとする授業題目を選択して、別に定めるところにより履修の届出をしなければならない。

(授業科目の成績評価及び単位の認定)

**第8条** 授業科目の成績の評価は、試験、学習報告、学習状況等によって担当教員が行うものとし、合格者に対しては、学生が所属する学部の教授会の議を経て、当該学部長が単位を認定する。

(試験)

**第9条** 試験は、原則として学期末に行う。ただし、演習、実験及び実習については、試験を行わないことがある。

- 2 試験を受けるには、授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。

(成績評価等)

**第10条** 成績は、100点をもって満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不（59点以下）の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

- 2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験及び再試験)

**第11条** 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。

2 試験を受けて合格しなかった者に対しては、再試験を行うことがある。

(既修得単位等の認定)

**第12条** 学則第21条の4、第21条の5、第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により、編入学、再入学、補欠入学、転学部及び転学科を許可された者の教養教育に関する既修得単位の認定は、教養教育院教授会の予備審査に基づき、各学部教授会の議を経て、各学部長が行う。

2 学則第34条の5の規定による入学前の既修得単位の教養教育に関する単位としての認定は、前項の規定を準用する。

(留学及び他の大学又は短期大学において修得した単位の認定等)

**第13条** 学則第27条の2の規定により外国の大学又は短期大学に留学を許可された者及び第34条の2の規定により他の大学又は短期大学の授業科目の履修を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した単位の教養教育に関する単位としての認定は、前条第1項の規定を準用する。

2 学則第34条の3の規定による大学以外の教育施設等における学修の教養教育に関する単位としての認定は、前条第1項の規定を準用する。

(雑則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、教養教育の実施に関し必要な事項は、教養教育院教授会が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 徳島大学全学共通教育履修規則（平成5年規則第1100号）は廃止する。

3 平成28年3月31日に本学に在学する学生、平成28年度に歯学部歯学科の2年次に編入学する者並びに平成28年度及び平成29年度に医学部保健学科及び工学部各学科の3年次に編入学する者の全学共通教育科目の履修については、なお従前の例による。この場合において、履修する授業科目が教養教育院の開設する授業科目に掲げられているときは、当該授業科目の履修をもって全学共通教育科目の履修に代えることができるものとし、履修については各学部で定める。

4 前項前段の場合において、廃止前の徳島大学全学共通教育科目履修規則第12条及び第13条の規定に基づき行う単位の認定において必要な予備審査は、教養教育院教授会が行うものとする。

#### 附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前に入学した者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。



# 単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、徳島大学学生懲戒規則第17条第2項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の定義)

**第2条** 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 試験における不正行為

イ カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。

ロ 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。

ハ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。

ニ 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

ホ 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。

ヘ 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。

ト その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

(2) レポート、小テスト等における不正行為

イ 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。

ロ レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。

(不正行為の未然防止)

**第3条** 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。

(不正行為に対する措置)

**第4条** 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。

2 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部の学部長に報告するものとする。

(不正行為に関する調査)

**第5条** 学部長は、前条第2項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果を教授会に付議するものとする。

2 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。

3 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

(不正行為に準ずる行為)

**第6条** 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前2条の措置等を行うことがある。

(その他)

**第7条** この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各部局において別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

# 徳島大学薬学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ

成績評価の正確性を担保するため、学生からの成績評価等に関して申し立てがあった場合について、次の方法により措置する。

## 1 授業担当教員及び学務係による受付並びに訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は、授業担当教員又は学務係に申し出る。学生から学務係に申し出があった場合、学務係は授業担当教員に報告し、確認を依頼する。授業担当教員は、学生の提出した資料、学務係へ提出した成績資料、学生の成績簿の確認を行い、成績の訂正等がある場合は学務係へ成績記入用紙（追加・訂正）（以下別紙様式）をもって報告する。学務係は、授業担当教員の報告に基づいて、成績データを確認し、成績の訂正等の措置の記録を別紙様式に記載して残すこととする。

## 2 教務委員会による決定

成績評価等の疑義に関する問題が授業担当教員との協議では解消しない場合は、教務委員会が相談と調停を行う。教務委員会は、授業担当教員と学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、経緯記録とともに別紙様式をもって学務係へ報告することとする。

## 3 上記の措置において、問題等が生じた場合は、学部長と協議することとする。

### 附 則

この申合せは、平成28年9月8日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成31年2月7日から実施する。

# 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」,「暴風警報と洪水警報」,「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長(教養教育にあつては教養教育院長)、大学院にあつては各教育部長(以下「各学部長等」という。)が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

## 附 則

この申合せは、平成11年5月21日から実施する。

## 附 則

この申合せは、平成16年9月21日から実施する。

## 附 則

この申合せは、平成17年3月26日から実施する。

## 附 則

この申合せは、平成22年5月27日から実施する。

## 附 則

この申合せは、平成25年9月18日から実施する。

## 附 則

この申合せは、平成27年3月20日から実施する。

## 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

# 薬剤師国家試験

薬剤師とは、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務とし、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

この試験の施行についての詳細については厚生労働省より通知のあり次第掲示等により通知する。

## 1. 試験科目（平成23年度実施）

### 1) 必須問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

実務

### 2) 一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

薬学実践問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

実務

## 2. 受験に関する書類

1) 受験願書（薬剤師法施行規則により定められた様式）

2) 卒業証明書又は卒業見込証明書

3) 写真（所定の写真台紙に貼付）

4) 受験手数料（指定金額の収入印紙を受験願書に貼付）

受験に関する書類は本学部でとりまとめて厚生労働省へ提出することになっているので、出願者は必要書類を定められた日までに学務係へ提出すること。

この試験に合格した者には合格証書が授与されるが、それで直ちに薬剤師の免許を授与されたことにはならない。薬剤師の免許を受けようとする者は所定の免許書類を住所地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

# 付 録

## 薬学部の学科・講座・配置

### 薬学科

#### 臨床薬学講座

医薬品病態生化学	山崎 哲男	医学臨床B棟5階中	Tel: 633-7886	内線6275
医薬品情報学	佐藤 陽一	医学臨床B棟5階西	Tel: 633-7253	内線6290
医薬品機能生化学	土屋浩一郎	医学臨床B棟5階東	Tel: 633-7250	内線6235
	宮本 理人	医学臨床B棟5階東	Tel: 633-7252	内線6237

#### 生命医療薬学講座

薬剤学	石田 竜弘	薬学部実験研究棟2階西	Tel: 633-7260	内線6226
	異島 優	薬学部実験研究棟2階西	Tel: 633-7259	内線6225
薬物治療学	滝口 祥令	薬学部実験研究棟2階中	Tel: 633-7466	内線6283
	山崎 尚志	薬学部実験研究棟2階中	Tel: 633-9516	内線9516
神経病態解析学	笠原 二郎	薬学部実験研究棟5階西	Tel: 633-7278	内線6256

#### 医薬品探索学講座

生薬学	柏田 良樹	薬学部実験研究棟5階東	Tel: 633-7276	内線6206
	田中 直伸	薬学部実験研究棟5階東	Tel: 633-7275	内線6205
生命薬理学	藤野 裕道	薬学部実験研究棟3階東	Tel: 633-7263	内線6230
	福島 圭穂	薬学部実験研究棟3階東	Tel: 633-9528	内線9528

#### 医薬資源学講座 (医薬創製教育研究センター)

有機合成薬学	難波 康祐	医薬創製教育研究センター棟4階	Tel: 633-7293	内線6300
	中山 淳	医薬創製教育研究センター棟4階	Tel: 633-9538	内線9538
生物有機化学	南川 典昭	薬学部実験研究棟4階東	Tel: 633-7288	内線6320
	田良島典子	薬学部実験研究棟4階東	Tel: 633-9539	内線9539
創薬生命工学	伊藤 孝司	医薬創製教育研究センター棟2階	Tel: 633-7290	内線6330
	辻 大輔	医薬創製教育研究センター棟2階	Tel: 633-9541	内線9541

#### 総合薬学講座

臨床薬学実務教育学	阿部 真治	薬学部実験研究棟3階中模擬薬局	Tel: 633-7562	内線6217
	佐藤智恵美	薬学部実験研究棟3階中模擬薬局	Tel: 633-7562	内線6217
	田中 朋子	薬学部実験研究棟3階中模擬薬局	Tel: 633-7562	内線6217



総合薬学研究推進学	植野 哲	薬学部実験研究棟 1 階中	Tel: 633-7268	内線6271
	大井 高	薬学部実験研究棟 1 階中	Tel: 633-7289	内線6322

#### 連携講座

生物薬品化学	篠原 康雄	先端酵素学研究所 B 棟	Tel: 633-9145	内線9145
臨床薬剤学	石澤 啓介	徳島大学病院薬剤部	Tel: 633-7212	内線3365
	座間味義人	徳島大学病院薬剤部	Tel: 633-7471	内線3392
臨床病態学	井崎ゆみ子	キャンパスライフ健康支援センター(常三島キャンパス)	Tel: 656-7314	内線7314

#### 創製薬科学科

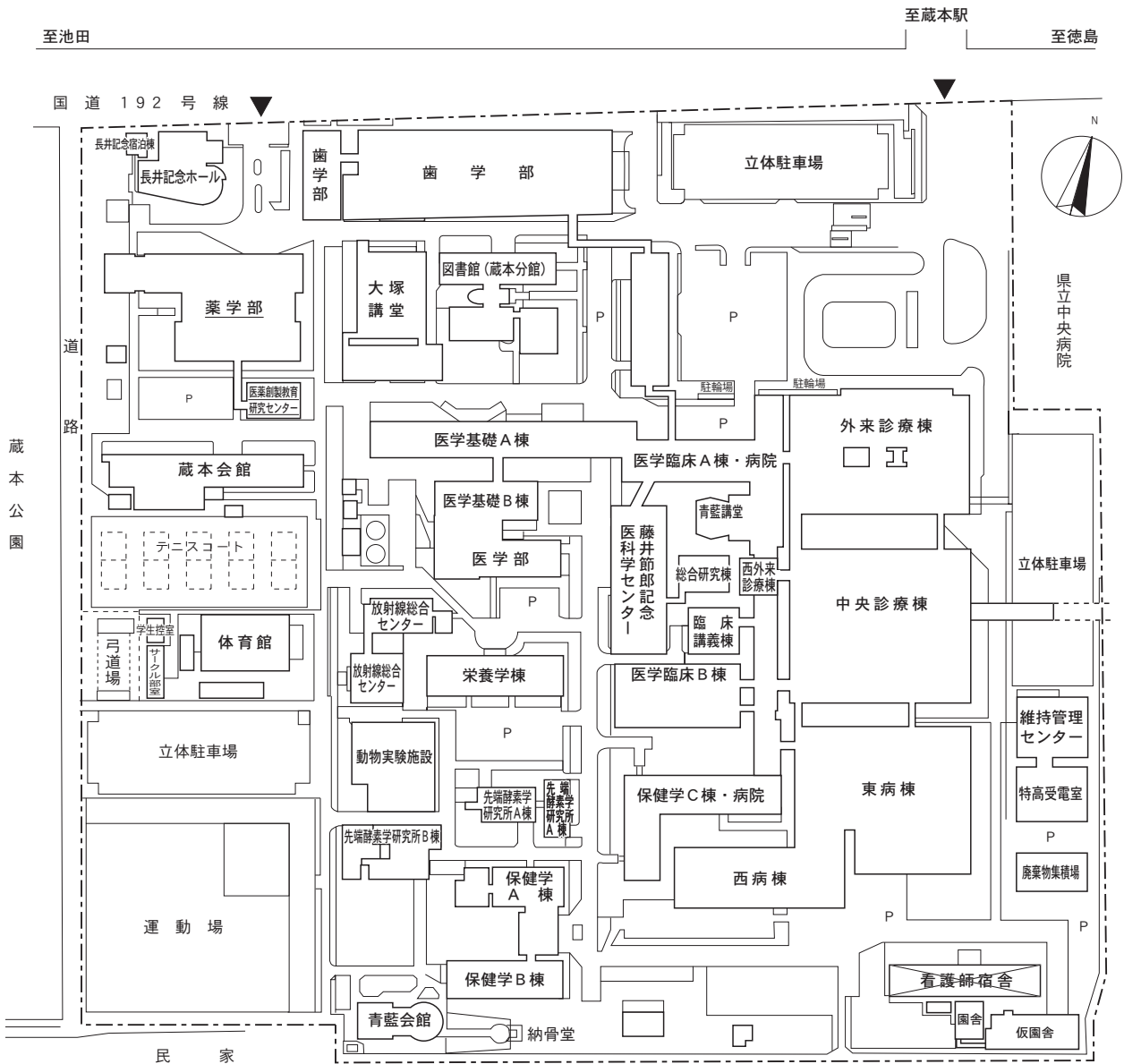
##### 創薬学講座

分子創薬化学	佐野 茂樹	薬学部実験研究棟 6 階東	Tel: 633-7273	内線6202
	中尾 允泰	薬学部実験研究棟 6 階東	Tel: 633-7272	内線6201
薬品製造化学	山田 健一	薬学部実験研究棟 6 階中	Tel: 633-7281	内線6250
	猪熊 翼	薬学部実験研究棟 6 階中	Tel: 633-9532	内線9532
創薬理論化学	立川 正憲	薬学部実験研究棟 4 階西	Tel: 633-7257	内線6210
機能分子合成薬学	大高 章	薬学部実験研究棟 6 階西	Tel: 633-7283	内線6265
	根本 尚夫	薬学部実験研究棟 6 階西	Tel: 633-7284	内線6266
衛生薬学	小暮健太郎	薬学部実験研究棟 3 階西	Tel: 633-7248	内線6220
	福田 達也	薬学部実験研究棟 3 階西	Tel: 633-9515	内線9515

##### 製薬学講座

分析科学	田中 秀治	薬学部実験研究棟 4 階中	Tel: 633-7285	内線6280
	竹内 政樹	薬学部実験研究棟 4 階中	Tel: 633-7286	内線6281

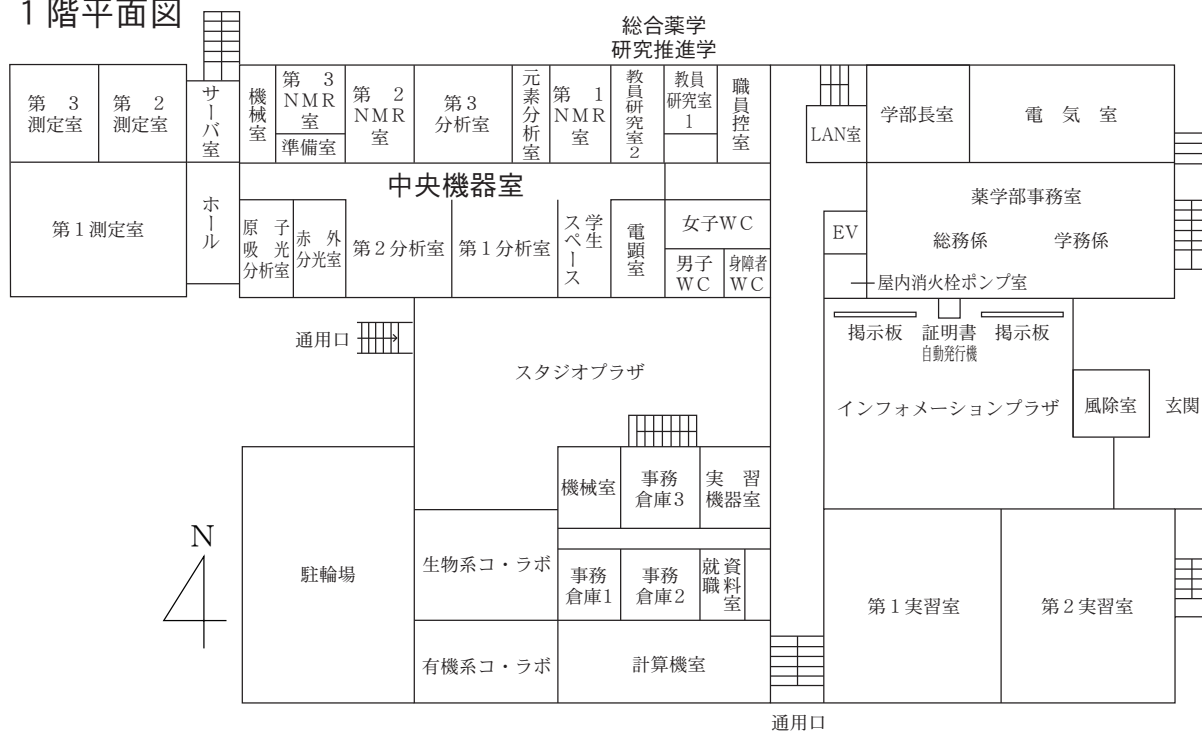
# 蔵本地区配置図



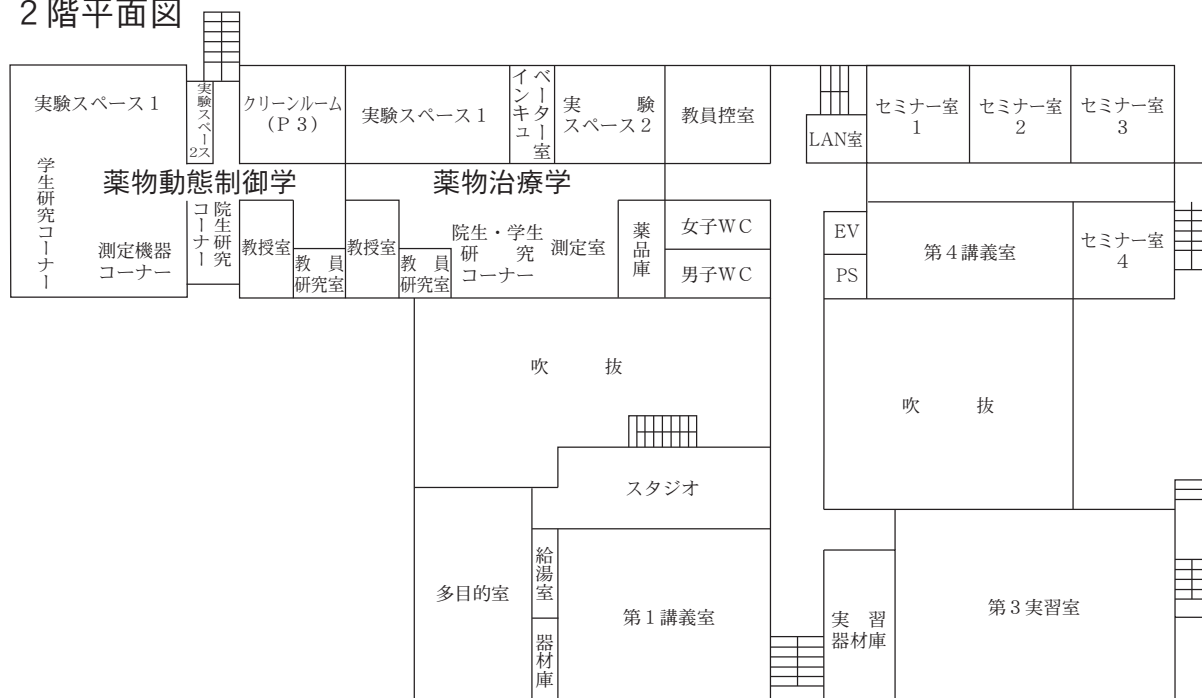
# 薬学部建物平面図

## 薬学部実験研究棟・教育棟

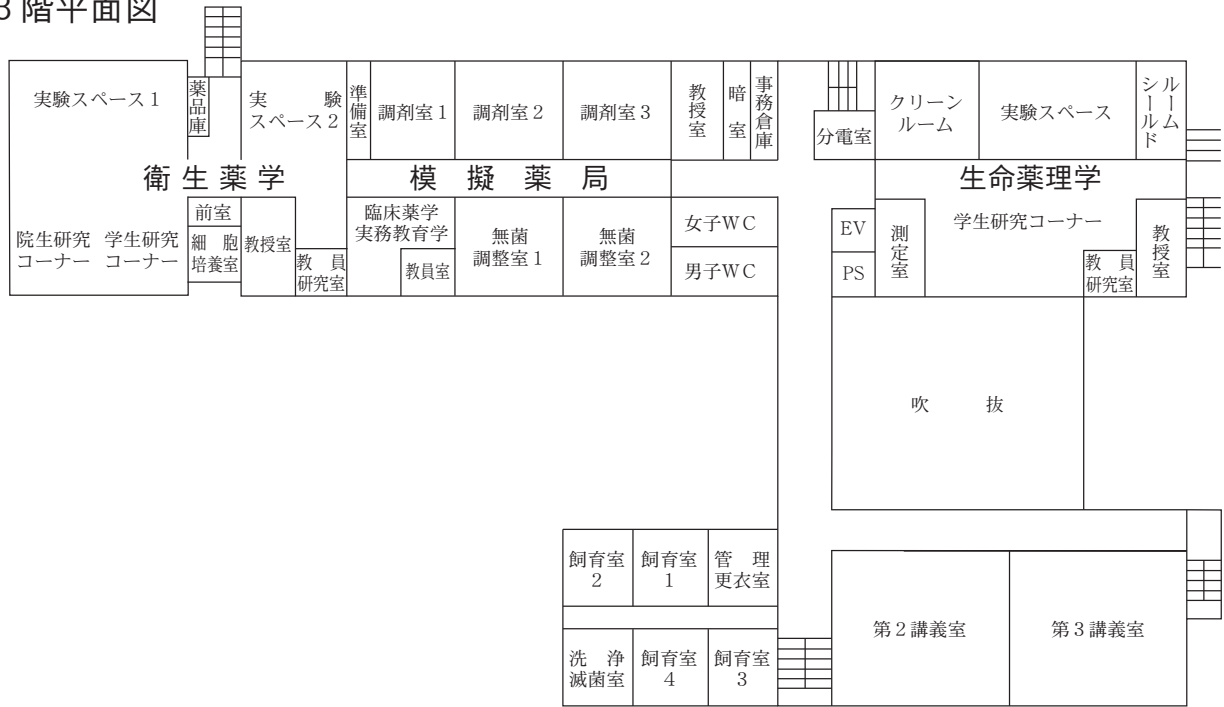
### 1階平面図



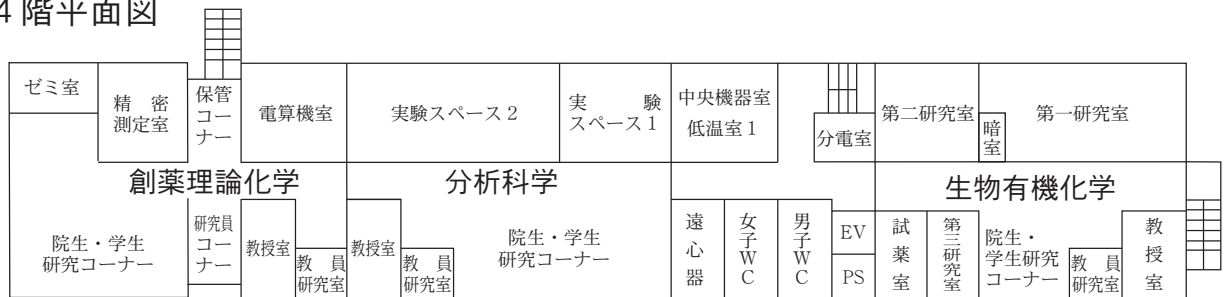
### 2階平面図



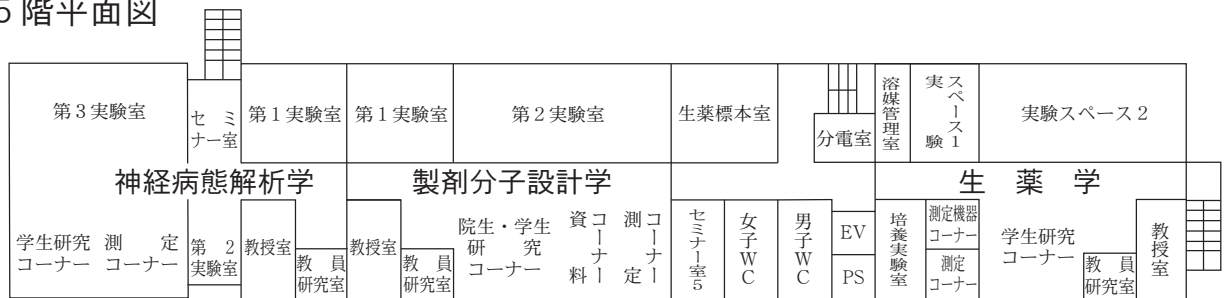
### 3階平面図



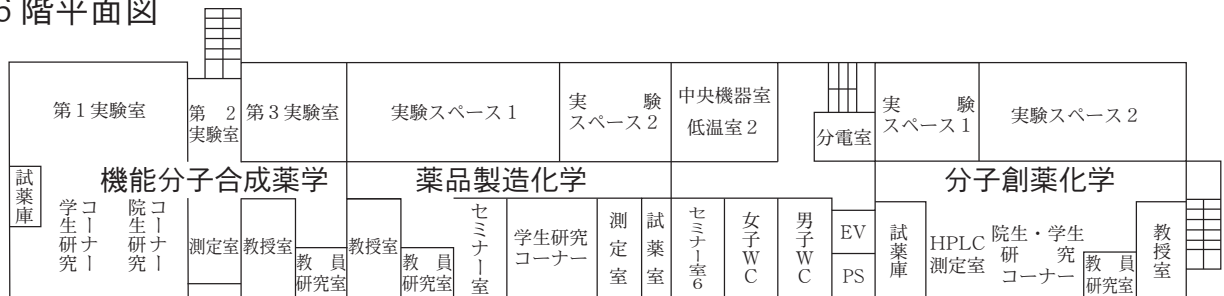
### 4階平面図



### 5階平面図

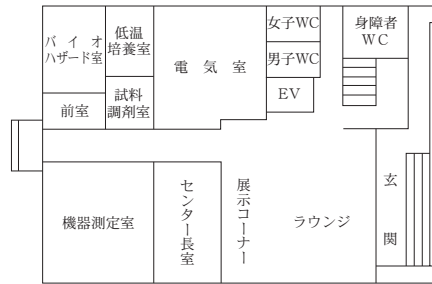


### 6階平面図



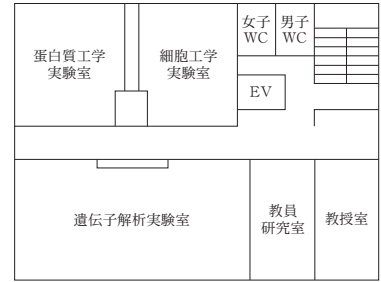
# 医薬創製教育研究棟

1階平面図

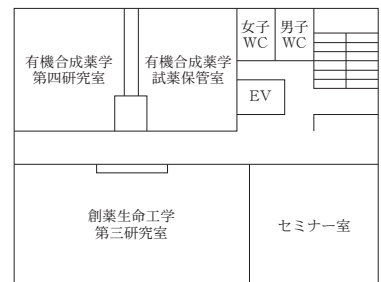


2階平面図

(創薬生命工学分野)

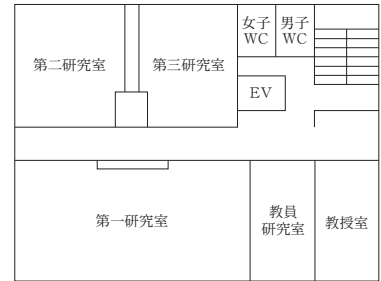


3階平面図



4階平面図

(有機合成薬学分野)

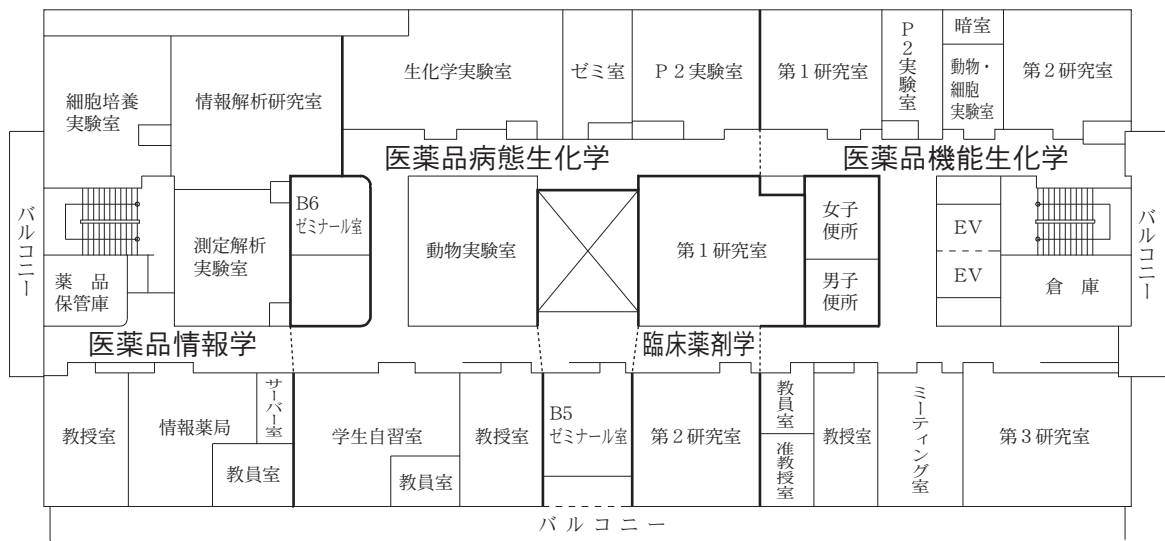


## 薬学部校舎等配置図



# 医学臨床B棟

## 5階平面図



# 位置図



- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>①新蔵地区<br/>事務局</p> <p>②常三島地区<br/>学務部<br/>大学院創成科学研究科<br/>総合科学部<br/>大学院総合科学教育部<br/>理工学部<br/>大学院先端技術科学教育部<br/>生物資源産業学部<br/>教養教育院<br/>ポストLEDフォトンクス研究所<br/>附属図書館<br/>人と地域共創センター<br/>情報センター<br/>国際センター<br/>高等教育研究センター<br/>キャンパスライフ健康支援センター</p> | <p>③蔵本地区<br/>医学部<br/>大学院医科学教育部<br/>大学院栄養生命科学教育部<br/>大学院保健科学教育部<br/>歯学部<br/>大学院口腔科学教育部<br/>薬学部<br/>大学院薬科学教育部<br/>徳島大学病院<br/>先端酵素学研究所<br/>附属図書館蔵本分館<br/>放射線総合センター</p> | <p>④～⑥その他の地区<br/>④総合運動場<br/>⑤女子寄宿舍<br/>(友朋寮)<br/>⑥学生寄宿舍<br/>(農鐘寮・藍香寮)</p> |
|--|---|---|



#### 徳島大学薬学部ロゴマーク

ロゴに用いられる色にはこのような意味があります。薬学部の建物に使用されている色はこのロゴをテーマにしています。

- 青** 古くより徳島の産業を支えてきた藍の色で「徳島」を表しています。また、藍より青くという意味をも込めています。
- 赤** 薬学のもっとも大きなテーマの一つ、「生命」を表しています。
- 緑** 「環境」を表しています。くすりの起源である「薬草」の色でもあります。
- 白** 「科学」を表しています。真理を探究するピュアな心の色です。

#### ■コンセプト

蒼い空、紺碧の海、藍を育む大地。その青い国で育まれているのが最先端のPharmaceutical Sciencesと豊かな心です。

Pは風に向かって力強く大地に根を張る薬草を、赤と青の4つの大きなドットは全体で四国を、少し大きな赤は徳島をイメージしています。

自然と化学と血の通う人の心の調和の中から明日の医学と豊かな心が誕生することを願って…。

(平成13年発表)